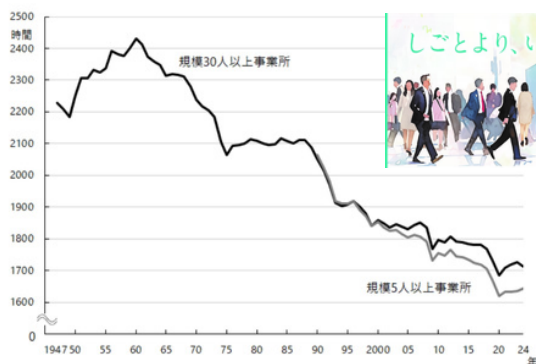




TOPIC

毎年11月は過労死等防止啓発月間、今こそ労働時間管理を強化！

厚生労働省では「過労死等防止対策推進法」に基づき、過労死等を防止の重要性について関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。勤務間インターバル制度の義務化も検討されており、より健康的な労働環境の整備が必要とされています。



▼常用労働者1人平均年間総実労働時間数（1951-2024）
厚生労働省「毎月勤労統計調査」

総労働時間は全体として長期的には減少方向

- ◆ パートタイム労働者比率の上昇など就業形態構成の変化が影響
- ◆ 正社員の労働時間は横ばい傾向

《労働時間管理のポイント》

- ①現状把握：実労働時間とルール運用の乖離を見える化しよう
- ②ルール整備：36協定、就業規則、運用マニュアル
実態との整合がとれているか確認しよう
- ③管理運用強化：責任者配置、従業員への周知徹底、
IT活用等運用を見直そう

TOPIC

マイナ保険証移行

健康保険保険証完全廃止が目前！
企業としての対応ポイントを整理

2025年12月2日より、健康保険証が無効となりマイナ保険証または資格確認書の利用が必須に！改めて従業員への周知、入退社業務フローの見直しが必要です。

従業員への再周知（マイナ保険証と資格確認書）

- ・マイナ保険証の利用方法
「資格確認情報のお知らせ」を含む
- ・マイナナンバーカードを持たない従業員向け
資格確認書の申請方法の案内

入退社フローの見直し

- ・入社案内文の再確認
 - 保険証発行案内の削除
 - 資格確認書発行やマイナ保険証連携スケジュール
- ・退職時の手続きをスムーズに行うための体制整備
 - 資格確認書返却（発行者のみ）
 - 資格喪失証明書発行

TOPIC

障害者雇用促進法

障害者法定雇用率、2026年7月より2.7%へ
求められる「実効ある雇用」と「定着支援体制」

民間企業の障害者法定雇用率が2026年7月より現行の2.5%から2.7%へ引き上げられます。自社の雇用状況を確認し採用計画を進めましょう。多様な人材活用の検討や職場定着支援体制整備を！

〈雇用率算入基準〉

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1（※）	0.5

※ 当分の間の措置として、精神障害者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、1人をもって1人とみなすこととしている。

厚生労働省「障害者雇用制度について」

SUBJECT

改正3年目男性育休取得率過去最高へ。制度定着と今後の課題



厚生労働省「2024年度雇用均等基本調査」

2024年度の男性育児休業取得率は前年度30.1%から10.4ポイント増え、過去最高の40.5%を記録しました。

背景には出生時育児休業制度の導入や環境整備義務など、改正法の効果が見られます。一方で、取得期間の短さや職場風土の課題も指摘されています。

男性育休の取得率に関する政府目標は2025年までに50%、2030年までに85%。今後は、取得しやすい風土づくりと復職支援の充実が鍵となります。



実務担当者様へのお知らせです



申請手続きで押さえるべき “育児休業給付金の落とし穴”

男性の育児休業取得が増加し、出生時育児休業給付・育児時短就業給付の新設等により、育児期の雇用保険給付制度は着実に拡充しています。

一方で、休業期間や賃金支払い状況の誤認などに起因する給付金の誤申請、回収(※)事案が相次いでおり、厚生労働省からも注意喚起が出されています。 ※回収：被保険者に支給された給付金を国へ一旦返金させる措置



《回収事案》



《申請前の確認ポイント》



事案1

育児休業から復帰していたが、育児休業中として申請したため、職場復帰以降の期間も含めて支給された



職場復帰日の確認



事案2

育児休業期間中に第2子の産前産後休業又は育児休業を開始していたが、育児休業中として申請していたため、他の子の休業期間も含めて支給された



他の子に係る産前産後休業または育児休業の開始の確認



事案3

育児休業期間中に就業した日や賃金の支払いがあったが、就業なし・賃金の支払いなしと申請したため、誤った支給金額で支給された



育児休業期間中の就業や賃金支払の有無の確認



事案4

支給対象期間延長の申出をせずに支給申請したため、支給終了となった。



支給対象期間の延長の申出の確認

いかがでしたでしょうか。

「良かれと思って申請したのに、後から返還を求められた」「誤った申請により従業員とトラブルに発展した」といった事態を防ぐためにも、今一度、手続きや確認ポイントを整理しておくことが大切です。

INTRODUCE

小西道代による講談社「



」連載紹介

「コクリコ (cocreco)」は講談社が運営するウェブメディアで、子育て・育児を中心に、「妊娠・出産」「健康・安全」「暮らし」等のテーマで記事が掲載されています

今回はトップアンドコア代表 小西 道代 が連載した記事を紹介します。ぜひともご覧ください。

backnumber



<https://www.topandcore.com/magazine/>